

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令案要綱

1 婚姻内親王等の特例に関する事項

- (1) 住民票の記載事項に関し、「氏名」を「名」に読み替える等、所要の改正を行うものとする。こと。(第三十三条第一項関係)
- (2) 婚姻内親王等が皇族の身分を離れた場合において、住民基本台帳法第七条各号に掲げる事項を記載した住民票を作成等するとともに、(1)の規定により読み替えて適用する同条各号に掲げる事項を記載した住民票の消除を行うものとする。こと。(第三十三条第二項関係)
- (3) 宮内庁長官が、婚姻内親王等の住民票の記載等をすべき事由があることを知ったときは、住所地の市町村長へ通知しなければならないものとする。こと。(第三十三条第三項関係)

2 施行期日

この政令は、皇室典範等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。こと。(附則関係)